

大分大学理工学部学生生活委員会細則

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部細則第6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程（平成29年理工学部規程第4号）第7条の規定により、大分大学理工学部を設置する大分大学理工学部学生生活委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会は、関係事務の適正円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項について企画、連絡及び調整を行い、並びに審議する。

- (1) 学生の懲戒に関すること。
- (2) 学生の教育的措置に関すること。
- (3) 学生団体の主催する行事に関すること。
- (4) その他学生の学生生活に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学生生活委員長（以下「委員長」という。）
 - (2) プログラムの教員 各1人
 - (3) その他学部長が必要と認める者
- 2 前項第1号の委員は、学部長が指名する。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員は、教授会の議を経て、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、理工学部事務局学務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年理工学部細則第1号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。